

**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に係る
特定路外駐車場の設備等に関する審査表**

提出年月日	平成 年 月 日	供用開始予定日	平成 年 月 日
提出区分	新規 (第1号様式・第2号様式)	前回提出年月日	
	変更 (第1号様式・第2号様式)	平成 年 月 日	
駐車場管理者			
住所			
駐車場の名称			
駐車場の位置			
区域の面積	m ²	届出書・地形図・平面図の記載及び縮尺等	合・否
駐車場の用に供する部分の面積・駐車台数			
一般公共の用に供する部分の面積・駐車台数		m ²	台
それ以外の部分の面積・駐車台数		m ²	台
車路等の面積		m ²	
特定路外駐車場に該当する駐車場	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、かつ、駐車場の用に供する部分の面積が500m ² 以上であるもの 道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設となっているものを除く。		バリアフリー新法の届出及び駐車場法の技術的基準の遵守が必要
	2 1に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、料金を徴収するもの		バリアフリー新法及び駐車場法の届出が必要

根拠法令等	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	判定	数値等
省令第2条 (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)	車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けている。	合・否	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設について		
	幅を350cm以上確保している。	合・否	
	当該駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしている。	合・否	
省令第3条 (路外駐車場移動等円滑化経路)	省令第3条の路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けている。	合・否	
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)となっている。	合・否	
	路外駐車場移動等円滑化経路について、		
	経路上に段差を設けていない。段差がある場合、傾斜路を併設している。	合・否	
	経路を構成する出入口の幅は、80cm以上ある。	合・否	
	経路を構成する通路の幅は、120cm以上ある。	合・否	
	経路を構成する通路には、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている。	合・否	
	経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保している(段に併設する場合は、90cm以上確保している)。	合・否	
経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超えていない(高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていない)。	合・否		
経路を構成する傾斜路は、高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けている。	合・否		
経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。	合・否		
省令第4条 (特殊の装置)	特殊の装置を用いている場合、その装置は国土交通大臣が前2条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めているか。	合・否	
福祉の まちづくり条例	北海道福祉のまちづくり条例又は同様の市町村条例について、担当課への届出等が終了している。	合・否	